

「自動車部品サプライチェーンにおける製品単位CO2排出量算定・削減支援実証事業」に係る参加事業者募集要項

2050年のカーボンニュートラル（CN）実現に向けては、個々の事業者の取組だけでなく、サプライチェーン全体でのCO2排出量削減を進めていかなければなりません。とくに自動車業界では、取引先に対して製品単位のCO2排出量の報告を求める動きが広がりつつあり、県内の自動車関連の中小企業の皆さまが今後とも競争力を維持・強化していくためには、CN実現に向け、自社内での省エネ等の取組に加えて、サプライチェーンを構成する取引先企業と連携した取組を進めていただく必要があります。

そこで三重県では、自動車メーカー（OEM）と直接取引がある事業者（Tier1）とTier1と直接取引がある事業者（Tier2）が連携して、製品単位のCO2排出量（CFP）を算定するとともに、併せてTier2におけるエネルギー生産性向上及びCO2排出量削減に向けた提言を行い、CFPの算定・削減にかかる課題や対応の方向性等を整理し、もって県内の自動車関連企業等へ展開するための実証事業「自動車部品サプライチェーンにおける製品単位CO2排出量算定・削減支援実証事業」を実施することとし、本実証事業にご参加いただける参加事業者を募集します。

本要項は、参加事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

1 事業概要

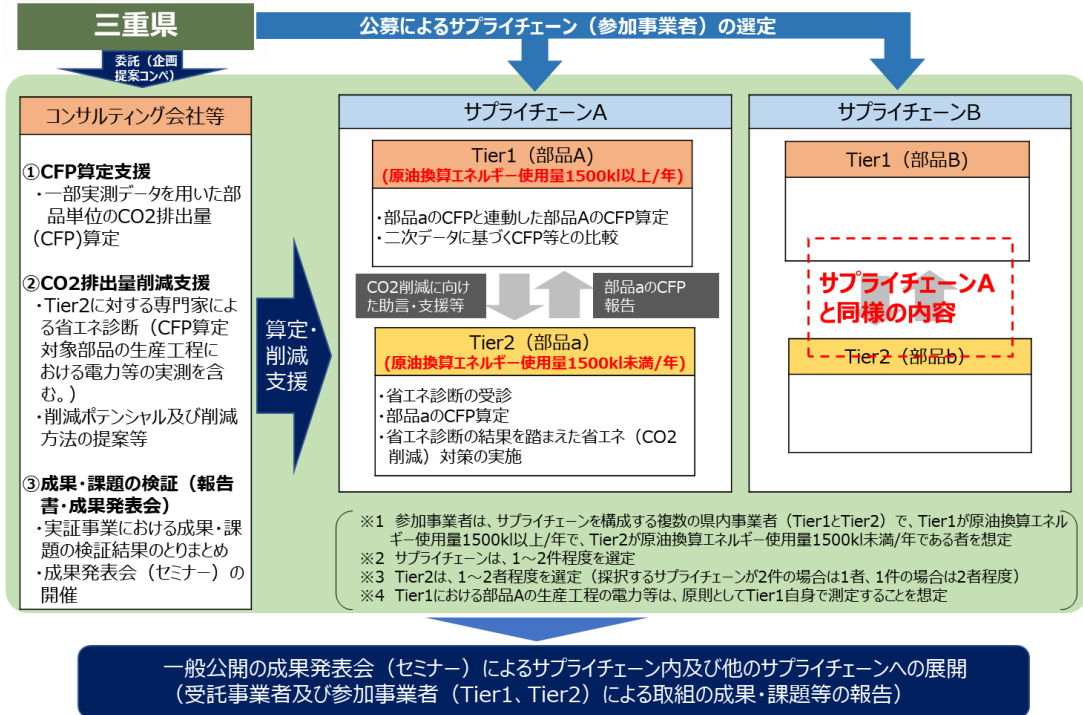
自動車関連部品に関し、サプライチェーンを構成する取引先の事業者と連携して製品単位でのCO2排出量を把握・削減する意思がある複数の県内事業者を三重県が公募・採択し、採択した事業者に対して、CFP算定支援や省エネ診断（Tier2のみ）、CO2排出量削減に向けた助言等の支援を行います。

参加事業者のうちTier1は、Tier2から調達する部品・原材料等のCFPデータを連動させて自社が製造する製品のCFP算定を行い、2次データにより算出したCFP等との比較・検証等を行うとともに、自社における省エネの取組やOEMとの直接のやり取りにより得られた最新の知見等に基づいて、Tier2に対してエネルギー生産性向上及びCO2排出量削減に資する情報共有や助言・支援等を行います。

一方、Tier2は、三重県から委託を受けた専門事業者及びTier1の支援により、Tier1に販売する部品・原材料等のCFPを算定するとともに、当該部品・原材料等の生産工程を含む自社工場の省エネ診断を受診し、自社の課題を整理します。

なお、本実証事業を通じて得られた成果や課題、今後の対応の方向性等については、一般公開により実施する成果発表会において発表することで、サプライチェーン内の他の企業や他のサプライチェーンへの展開を図ります。

自動車部品サプライチェーンにおける製品単位CO2排出量算定・削減支援実証事業イメージ

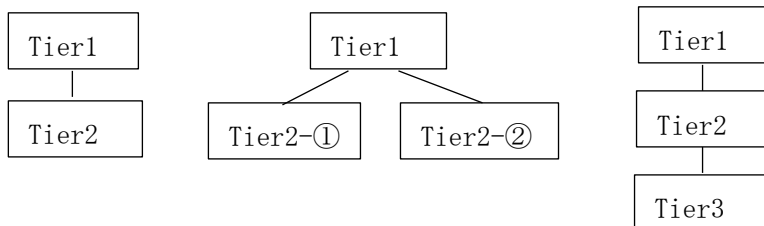


2 応募資格

三重県内に事業所等があり、サプライチェーンとしてCFP算定・削減に取り組む意思がある、自動車メーカー(OEM)と直接取引がある事業者(Tier1)及びTier1と直接取引がある事業者(Tier2)以下の事業者で、以下の要件を充たす者。

- (1) Tier1事業者1者とTier2以下の事業者1から2者の組み合わせをもって1件のサプライチェーンとし、共同して応募すること(参加申請書は各事業者が提出すること)
- (2) Tier1は、算定対象となる部品を生産する事業所のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl/年度以上であること(省エネ法の規制の対象となっている事業者であること)
- (3) Tier2以下の事業者は、中小企業基本法上の「中小企業者」であり、かつ算定対象となる部品・原材料等を生産する事業所のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl/年度未満であること(省エネ法の規制の対象となっていない事業者であること)

※応募イメージ



3 応募条件

2の応募資格があり、以下の（1）から（8）について同意することを応募条件とします。

- （1）本実証事業の参加費用は無料とするが、参加事業者側の交通費等の一切の実費は、自らが負担すること。
- （2）三重県HP等において本実証事業の参加事業者として企業名が公表されること。また、本実証事業により得られた成果等について、報告書及び成果発表会において公表されることに同意すること。
- （3）本実証事業に係る委託業者が決定しなかった場合、延期又は中止する可能性があること。
- （4）本実証事業において、三重県及び三重県の委託業者に提供された企業情報及び個人情報等については、本実証事業の遂行に必要とされる範囲に限り、三重県及び三重県の委託業者が使用すること。
- （5）本実証事業のために実施する打ち合わせ及び成果発表会に参加すること。
- （6）Tier1 事業者は、Tier2 事業者から調達する部品・原材料等の CFP データを連動させて自社が製造する部品の CFP 算定を行い、2 次データにより算出した CFP 等との比較・検証等を行うとともに、自社における省エネの取組や OEM との直接のやり取りにより得られた最新の知見等に基づいて、Tier2 事業者に対してエネルギー生産性向上及びCO2 排出削減に資する情報共有や助言・支援等を行うこと。
- （6）Tier2 以下の事業者は、専門家による省エネ診断を受診し、本実証事業の終了後、診断結果を参考にエネルギー生産性向上及び CO2 排出削減に取り組むこと（取組にかかる報告書の提出等は不要）。
- （7）本実証事業の終了後も、カーボンニュートラルの実現に向けた三重県の施策に協力すること。
- （8）参加事業者、参加事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、三重県は支援を中止すること。

4 採択予定数

サプライチェーン 2 件程度

※Tier1 事業者 1 者に対して Tier2 以下の事業者 1 から 2 者を 1 件のサプライチェーンとし、応募理由・目的の的確性、支援の必要性、取組の発展性、モデル性・波及性を総合的に考慮して、事業予算の範囲内にて採択します。

5 募集期間

令和5年4月10日（月）から令和5年4月21日（金）まで

6 事業実施期間

令和5年6月中旬頃から令和6年3月下旬頃まで（予定）

7 応募方法

応募資格及び応募条件を確認のうえ、「参加申請書」に必要事項を記入し、募集期間内に下記の提出先へ電子メールにより提出してください（送信後、必ず電話による受信確認をお願いします）。

選定結果については、採択者あて電子メールにて通知するとともに、三重県HPにて公表します。

<本実証事業についての応募及び問い合わせ先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課 成長産業推進班

電話 059-224-3113 メール shinsang@pref.mie.lg.jp

8 留意事項

- (1) 応募多数の場合、書類選考により不採択となること、又はTier2以下の参加事業者数の縮減をお願いすることがあります。
- (2) CFP算定にあたり、Tier1事業者及びTier2事業者ともに、少なくとも電力については、原則としてセンシングにより収集した工程別電気消費量データ（1次データ）を使用することを想定しています。
- (3) Tier1事業者の電力測定は、原則としてTier1事業者自身で行っていただき、Tier2事業者については省エネ診断の中で測定を行うか、Tier1事業者による測定支援によりデータ収集を行うことを想定しています。
- (4) 自動車関連企業を始めとする県内のものづくり中小企業への展開のため、参加事業者の利益を損なわない範囲で、本実証事業の成果を公表します。
- (5) 参加事業者には、本実証事業に関して三重県が開催する成果発表会での発表をお願いする予定です。
- (6) 上記事項を含めて、本実証事業を行うにあたり、疑義が生じた場合や調整すべき事情が生じた場合等は、三重県と参加事業者が事前協議のうえ、事業を実施するものとします。